

災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

国住街第 1 6 6 号

国土交通省住宅局長通知

最終改正 平成 29 年 4 月 1 日 国住街第 2 4 7 号

第 1 通則

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日付国住街第 165 号。以下「制度要綱」という。）その他関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ制度要綱第 2 に定めるところによる。

第 3 補助金の額

- 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 2 を乗じて得た額以内の額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。
 - 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用
帰宅困難者等の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。）
 - 防災備蓄倉庫の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる防災備蓄倉庫の工事に要する費用
 - 受入関連施設の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる非常用発電機、耐震性貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、災害拠点病院にあつては、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）
- 前項各号に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費については、帰宅困難者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

第 4 補助金の交付の申請

- 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助金交付申請書を地区又は工区別に作成しなければならない。
- 災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、前 1 項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

第 5 事業内容の変更

- 1 国土交通大臣の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。
 - 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
 - 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの
 - 三 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
 - 四 その他大臣が認めるもの

第6 都道府県知事の指導監督

1 指導監督事務

都道府県知事は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助事業者である市町村に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内で行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に要する費用に100分の3.0以内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する額を都道府県に交付することができる。

第7 全体設計の承認

- 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたり、かつ、当該複数年度にわたり補助金の交付を受けようとする場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、全体設計承認申請書に当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等を添付して、住宅局長に提出しなければならない。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 2 住宅局長は、全体設計承認申請書を受領し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

第8 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかななければならない。

第9 書類の様式及び提出方法

- 1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に2部提出するものとする。

第10 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住

発第 120 号住宅局長通達)

- 五 建設省所管補助事業における食料費の支出について(平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知)
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知)
- 七 その他関連通知等に定めるもの

附則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

平成 29 年度末までに着手する災害時拠点強靱化緊急促進事業については、なお従前の例によることができる。